

平成31年度「公益信託森安育英基金」奨学生募集要綱

1. 趣 旨

この制度は、公益信託森安育英基金（以下「森安育英基金」という。）の基金運用を基に、経済的理由で大学進学が困難な者に対して奨学金の給付を行います。

なお、この奨学金は、退学等により奨学生を辞退する場合等を除き、返還を要しません。

2. 応募資格

奨学生に応募できる者は、応募時点において次の各号すべてに該当する者とします。

- (1) 神戸市に在住する者
- (2) 高等学校、中等教育学校の最終学年、または高等専門学校に在学し、引き続き平成31年4月に大学（大学院及び短期大学は除く）に進学しようとする者
- (3) 日本学生支援機構その他公私の団体または個人から、大学にかかわる奨学金の給付若しくは貸与の予約を受けていない者

3. 奨学金の月額および給付期間

奨学金の額は次の通りとし、奨学金の給付期間は正規の最短修業年限とします。

なお、退学または留年等の場合は、原則として奨学金給付は打ち切りとなります。

- (1) 自宅通学者 月額 25,000円
- (2) 自宅外通学者 月額 30,000円

* 自宅外通学者の認定については、別紙参照のこと。

4. 募集人員 4名（予定）

5. 採用予約について

(1) 採用予約の時期について

平成31年3月中旬頃に、応募者が在学する学校長あてに通知いたします。

(2) 採用予約の効力について

採用予約者が次ののいずれかに該当するときは、採用予約の効力を失います。

- ア. 平成31年4月に大学へ進学しなかったとき
- イ. 願書に記載した志望校と異なる大学へ入学したとき

6. 奨学金の交付

奨学金は、当該年度の5月に第1学期分、9月に第2学期分、翌年1月に第3学期分を、本人の指定する銀行口座へ受託者（みずほ信託銀行）より直接振込みます。

7. 応募に必要な書類

- (1) 森安育英基金奨学生願書
- (2) 大学に提出する調査書（写）
- (3) 平成29年中の保護者の所得を証明する書類

下記のいずれか一つを添付してください。（コピー可）

- ① 平成30年度市民税・県民税 特別徴収税額の通知書（納税義務者用）
- ② 平成30年度市民税・県民税 納税通知書（1・2ページ目を両方）
- ③ 平成30年度市民税・県民税（所得・課税）証明書

※同一生計で他に所得者がいる場合はその者の証明書類も提出すること。

※源泉徴収票及び確定申告書は証明書として使用できません。

(4) 作文（テーマ：「なぜ、大学に行くのか」）

市販の原稿用紙（A4サイズ 400字詰 3枚以内）

※「森安育英基金奨学生願書」用紙を奨学生応募者に交付の際は、添付の「お客様の個人情報の取扱いに係る利用目的」を併せて、お渡し下さい。

8. 応募期限 平成31年1月31日（木） 必着

9. 応募書類の提出先

神戸市教育委員会事務局 学校経営支援課学事計画係
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
Tel. 078-322-5763